② 平成20年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記㋐の実績を有していること。構成員にあっては下記㋐、又は下記㋐(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。

㋐ ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が55㎡以上の施工実績を有すること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。

(c) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

㋐ 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑ 平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ⅰ）の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が上記㋐及び下記ⅰ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者は、上記㋐及び下記ⅰ）、又は上記㋐並びに下記ⅰ）(a)及び(c)の要件を満たしていること。

ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が55㎡以上の施工経験を有すること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。

(c) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3) 出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道103号　青ぶな山トンネル（子ノ口側）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

奈良法務総合庁舎新築設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年８月８日

近畿地方整備局長　見坂　茂範

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１ 業務内容

(1) 業務名　奈良法務総合庁舎新築設計業務

(2) 業務内容　本業務は奈良法務総合庁舎の新築等の設計（基本設計、実施設計及び数量積算業務）を行うものである。

(3) 履行期間　契約締結日の翌日から令和７年３月17日まで

２ 申請の時期

令和５年８月８日から令和５年８月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、令和５年８月22日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

３ 申請の方法

(1) 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和５年８月８日から近畿地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和５年８月８日から令和５年８月22日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

(2) 申請書の提出方法　申請者は、申請書に奈良法務総合庁舎新築設計業務設計共同体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。また、電子入札システムによる申請は認めない。